

第13 警察本部が所管する債権

1. 警務課：給与過払金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—6項：雑入—5目：雑入—1節：雑入

イ. 担当部署

警察本部 警務部 警務課 給与係

ウ. 債権の発生原因と種類

平成24年に離職した職員に対して支給をした給与（離職した月の支給定日は、当月締めの日（当月20日）の離職日後7日分の給与過払が発生したことによる不当利得返還請求権であり、私債権である。

エ. 債権の内容

ある職員が月の途中で離職したところ、その月に支給された給与のうち、離職日後、月の末日までの日割り分が過払給与となっているもの。なお、当該月分の給与については、月の初日から末日までの1か月分の給与が20日に支給されることとなるため、過払給与が発生したものである。

オ. 時効期間

職員の給与の支給に関する規則の第6条第2項には、退職等の場合の返納義務が規定されているものの、公債権の発生根拠規定とみることはできない。賃金支払請求権の時効期間は2年（労働基準法第115条）であるが、本件債権は過払給与の返還請求権であって、不当利得返還請求権なので、一般の債権として、その時効期間は10年（旧民法第167条第1項）となる。ただし、新民法で2020年4月1日以降に発生した同種債権については、時効期間が変更される（新民法第166条第1項）。

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
62,683円	0円	0円	62,683円	0円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成24年度	62,683円	1件	1人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

<調定の実施状況>

平成24年度に発生した給与の過払いであるため、平成24年度に当初の調定を行っている。その後は毎年度繰越調定を実施してきた。

<調定・戻入の際の納期限の設定状況>

群馬県財務規則に基づき、納期限については、返納通知書の発行の日の翌日から起算して20日以内の日を設定している。

＜適時・適切に回収できない理由＞

債務者に対する督促及び催告に対し、弁済がなされなかったためである。

エ. 不納欠損処理の状況

平成28年度に、債務者の破産手続が開始され、平成29年度中に廃止及び免責の決定がなされた。本件債権は非免責債権には該当しないと判断されたため、同年度に不納欠損処理をした。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

＜債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況＞

本事務における債権は、いずれも年度内に調定するので、債権管理簿の作成を要する場合に当たらない。そのため、債権管理簿は作成していない。

また、債権現在額報告書は、債権管理簿に記載されている債権について作成するものであるため、作成していない。

＜情報システム等による管理運用状況＞

平成24年度にシステムによる当初の調定を行っている。その後は毎年繰越調定を実施してきた。

＜担当者の権限分配の状況＞

収入調定者は、その所掌に属する債権が発生し、又は県に帰属した場合は、当該発生した日若しくは帰属した日の属する年度内に調定し、又は消滅する債権を除き、債権管理簿に記載して管理しなければならないとされている。特に、権限分配はされていない。

イ. 債務者に関する情報の収集

＜債務者について収集・保管している情報＞

離職した（元）職員に対して給与の過払分の返還を求めるものであるため、（元）職員が在職していた時の氏名、住所、電話番号などのデータを保管している。

＜調査の方法と頻度＞

5年間で12回、面接又は文書の郵送等により連絡を取っており、住所や電話番号等の変更が生じていないかどうかを確認している。

＜債務者との通信・面談＞

経過の記録はあり。特に問題となる点は検出されなかった。

ウ. 消滅時効の管理状況

＜起算点・時効期間の管理状況＞

地方自治法第236条第4項の規定による督促を実施した翌日から起算して管理している。

＜中断措置の有無・方法＞

該当なし。

＜時効完成後の対応＞

該当なし。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

＜実施方法・頻度＞

5年間で12回文書の郵送等により債務者に対する連絡を行っている。また、面談も2度実施している。

＜延滞金等＞

違約金は徴求していない。

＜督促状の記載＞

行政不服申立ての教示については、督促状には記載されていないが、別紙として行政不服申立てに関する事項を作成し、交付をして説明を実施している。

イ. 督促に応じない場合の措置

＜強制執行等の実施状況＞

強制執行等の措置は実施していない。平成29年度に、債務者に対する訴訟の提起などの法的措置の検討を行い、議会の議決を得るための準備をしていたが、その最中に、破産手続開始決定書が届いたため、訴訟の提起には至らなかった。

＜法が用意した手段の活用状況＞

該当なし。

＜任意的手段の活用方法＞

文書による催告を行い、債務者に対する面談を行っている。

ウ. 財産調査の実施状況

＜債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況＞

調査は実施していない。

＜債務者でない者への財産調査実施の有無＞

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

該当なし。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

該当なし。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難な場合の有無、困難性の判断方法

方針・基準はない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

予め決めた方針はない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

該当なし。

(6) 過年度の群馬県包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア.【より早い時点で、債務者に対する訴訟提起等の法的措置を検討すること（意見108）】

<結論>

平成24年に離職した職員に対する給与の過払分の返還について、5年間にわたり文書による催告等を行っているが、より早い段階で、訴訟提起等の法的措置を検討することも必要であったと考えられる。

<理由>

平成24年に離職した職員に対する給与の過払分の返還について、5年間にわたり文書による催告等を行っている。

離職した職員（債務者）については、平成29年度に破産廃止決定、免責許可決定となり、県は不納欠損処分を行っているが、より早期の段階で、訴訟提起等の法的措置を検討することも必要であったと考えられる。

今後は、同様の事例などが発生した場合に、どのタイミングで法的措置等の検討を行うべきであるかなどについて、事務フロー等を作成しておき、適時適切な措置が取れるような準備をしておくことがのぞましい。

2. 交通指導課：放置違反金・同延滞金

(1) 債権の概要

ア. 歳入科目

14款：諸収入—1項：延滞金加算金及び過料等—3目：過料等—1節：過料等

14款：諸収入—1項：延滞金加算金及び過料等—1目：延滞金—1節：延滞金

イ. 担当部署

警察本部 交通部 交通指導課 駐車対策係

ウ. 債権の発生原因と種類

道路交通法第51条の4第4項に基づく放置違反金及びその延滞金であり、強制徴収公債権である。（同条第14項）

エ. 債権の内容

放置駐車違反に伴い、車両の使用者に対して行われる公安委員会が行う納付命令による放置違反金及び滞納した場合に徴収する放置違反金延滞金

オ. 時効期間

5年（道路交通法第51条の4第14項、地方税法第18条第1項）

(2) 収入未済・不納欠損等の状況

ア. 平成29年度の債権額の推移

<放置違反金>

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
4,784,945円	35,460,000円	35,063,000円	684,000円	4,497,945円

< 放置違反金延滞金 >

収入未済額 (平成28年度末)	平成29年度			収入未済額 (平成29年度末)
	調定額	収入済額	不納欠損額	
172,000円	221,000円	192,000円	0円	201,000円

イ. 収入未済額の当初調定年度別内訳

< 放置違反金 >

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成24年度	166,945円	11件	11人
平成25年度	804,000円	51件	51人
平成26年度	387,000円	25件	25人
平成27年度	585,000円	39件	39人
平成28年度	1,129,000円	73件	73人
平成29年度	1,426,000円	93件	93人
合計	4,497,945円	292件	292人

< 放置違反金延滞金 >

当初調定年度	収入未済額	調定件数	債務者数
平成25年度	4,000円	2件	2人
平成26年度	4,000円	1件	1人
平成27年度	80,000円	14件	14人
平成28年度	51,000円	6件	6人
平成29年度	62,000円	9件	9人
合計	201,000円	32件	32人

ウ. 調定と収入未済に至る具体的事情

< 調定の実施状況 >

道路交通法第51条の4第5項により放置違反金の納付を命ずるたびに調定を行っている。

< 調定・戻入の際の納期限の設定状況 >

道路交通法第51条の4第5項により、放置違反金の納付命令を行うところ、群馬県放置違反金に関する規則第2条第1項に「放置違反金納付命令書」の様式が定められている。この放置違反金納付命令書には、放置違反金の額並びに納付期限及び納付場所を記載しなければならない。納付期限については、群馬県放置違反金に関する規則第2条第2項により、放置違反金納付命令書を発する日から起算して14日以内とされている。

< 適時・適切に回収できない理由 >

債務者が無資力、所在不明であるといった理由による。

< 納入通知 >

群馬県放置違反金に関する規則第2条第1項の「放置違反金納付命令書」の様式には、行政不服申立ての教示が存在する。

エ. 不納欠損について

平成29年度中に行った不納欠損処理（合計68万4千円）の理由は、時効完成と執行停止による納付義務消滅である。不納欠損処理の時期に関する取扱基準はないが、現在の運用では、4半期ごとに各事案の確認を行い、消滅時効期間が経過しているもの等について不納欠損処理を行っている。

(3) 債権（収入未済額）の管理・保全

ア. 管理体制

<債権管理簿・債権現在額報告書の整備状況>

手書きの台帳で管理されている。

<情報システム等による管理運用状況>

年度別未済リストで管理されている。

<担当者の権限分配の状況>

債権管理担当者のほか、担当者の上司が、繰越調定を行う前に、事案の確認を行っている。

イ. 債務者に関する情報の収集

<債務者について収集・保管している情報>

個人の場合には、氏名、住所、電話番号、家族構成、所有不動産の有無、勤務先、年収、銀行口座の情報。

法人の場合には、名称、所在地、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、役員住所・氏名、銀行口座の情報。

<調査の方法と頻度>

放置違反金に関する事務処理要領・第10の催促通知書（同要領別記様式第4号）を送付して概ね1か月を経過しても納付に応じない場合には、市区町村に対して、「滞納者の現況調査」として、家族構成、所有不動産の有無、課税の状況、税金の滞納等の状況等に関して調査を行っている。

また、債務者や関係者（友人、雇用主、貸家の賃貸人等）宅を臨戸するなどして、直接債務者等に対しても聴き取りを行っている。

さらに、電話会社等に照会を行い、電話料金等の支払口座の調査を行うことで債務者名義の預金口座の情報を把握している。

債務者に関する情報を継続的に把握するため、毎年債務者に対する課税状況が確定する6月に市区町村に対する調査を行い、最新の情報を取得している。

国税徴収法第146条の2の規定に基づき、当該債権管理のために戸籍や住民票を調査する権限がある。

<債務者との通信・面談>

債務者との通信・面談記録としては、債務者ごとに手書きで作成した台帳が作成されている。特に問題となる事項は検出されなかった。

ウ. 消滅時効の管理状況

<起算点・時効期間の管理状況>

時効の起算点については、強制徴収公債権であるため、調定当初の消滅時効の起算点は督促の納期限の翌日からとなる。債務者ごとに作成された滞納整理表（次項切迫対象者リスト）をシステムから印刷して（時効期間経過6か月前になると、表示される。）で管理されている。

<中断措置の有無・方法>

該当なし。

<時効完成後の対応>

不納欠損処理をしている。

(4) 債権（収入未済額）の回収事務

ア. 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

督促、催促等の通知の他、財産等の調査、電話や臨戸による催促を推進するとともに、納付に応じない滞納者に対しては、銀行口座等の差押えによる徴収を推進していく方針

システム管理上、督促対象データがピックアップされるようになっていることから、長期間放置をするという事案はない。

放置違反金に関する催告に関しては、放置違反金に関する事務処理要領・第10（滞納処分）に催告事務に関する規定がある。同規定では、①まず、放置違反金の徴収職員は、督促状により督促したにもかかわらず、督促状に係る納期限及び納付の有無を確認するのに必要な期間を経過しても放置違反金の納付が確認できない場合は、催促通知書（同要領別記様式第4号）及び納付書を送付して催告を行う。②次に、交通指導課長は、催促状に係る納期限及び納付を確認するのに必要な期間を経過しても放置違反金等の納付が確認できない場合は、訪問による催促を実施する。なお、訪問した際に不在であった場合には、不在者催促書（同要領別記様式第5号）を郵便受け等に投函する。③その後も放置違反金等の納付が確認できない場合は、交通指導課長は差押予告通知書（同要領別記様式第6号）及び納付書を送付する。④差押予告通知書の送付後も放置違反金等の納付が確認できない場合には、金融機関等に対して債務者の財産調査を行うとともに、財産差押執行事前通知書（同要領別記様式第7号）を送付することになっている。

<延滞金等>

群馬県放置違反金に関する規則第7条第1項により、「放置違反金について前条第1項の規定による督促をした場合は、原則、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する」とされているが、同条第2項により、延滞金の額に1千円未満の端数がある場合又はその全額が1千円未満である場合は、その端数額又はその全額を切り捨てることになっている。

調定は、放置違反金を受領済みのものに関してしかなされていない。放置違

反金を受領していないものに関しては調定を起さず、放置違反金と同時に延滞金を受領する場合には、延滞金については受領後に事後調定で対応している。調定をしていないものについても、各時点での延滞金の額は計算できるものと考えられる。

<督促状の記載>

群馬県放置違反金に関する規則第6条により、道路交通法第51条の4第13項の規定による督促については、放置違反金の納付の期限経過後20日以内に、規則で定められた別記様式第6号の督促状により行われなければならないとされていることから、同督促状により督促を行っている。同督促状については、行政不服申立ての教示がなされている。

イ. 督促に応じない場合の措置

<滞納処分の実施状況>

平成27年度に25万円、平成28年度に24万5千円、平成29年度に4万4千円を債務者の預金差押により回収している。

<法が用意した手段の活用状況>

履行期限の繰上げ等については該当なし。

<任意的手段の活用方法>

放置違反金に関する催告に関しては、放置違反金に関する事務処理要領・第10（滞納処分）に催告事務に関する規定がある。同規定では、まず、①放置違反金の徴収職員は、督促状により督促したにもかかわらず、督促状に係る納期限及び納付の有無を確認するのに必要な期間を経過しても放置違反金の納付が確認できない場合は、催促通知書（同要領別記様式第4号）及び納付書を送付して催告を行う。次に、②交通指導課長は、督促状に係る納期限及び納付を確認するのに必要な期間を経過しても放置違反金等の納付が確認できない場合は、訪問による催促を実施する。なお、訪問した際に不在であった場合には、不在者催促書（同要領別記様式第5号）を郵便受け等に投函する。その後も、③放置違反金等の納付が確認できない場合は、交通指導課長は差押予告通知書（同要領別記様式第6号）及び納付書を送付する。④差押予告通知書の送付後も放置違反金等の納付が確認できない場合には、金融機関等に対して債務者の財産調査を行うとともに、財産差押執行事前通知書（同要領別記様式第7号）を送付する、ということになっている。

ウ. 財産調査の実施状況

<債務者の資産・返済能力に関する調査の実施状況>

放置違反金に関する事務処理要領・第10・第4項に「財産調査及び財産差押執行事前通知の実施」に関する規定があり、差押予告通知の送付による催告をしたにもかかわらず、履行期限までに納付がされなかった場合には、金融機関等に対し債務者の財産調査を実施することとされている。

<債務者でない者への財産調査実施の有無>

該当なし。

エ. 債務者本人以外の者へのアプローチ

＜連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況＞

連帯保証人は存在しない。

＜債務者死亡後の相続人対応の実施状況＞

相続人に請求している形跡はない。債務者が死亡してしまった場合には、消滅時効の完成を待つか、納付命令を取り消し減額調定するのか、どちらかを選択しているとみられる。

(5) 債務者の生活再建等に向けた事務

ア. 債権回収が困難性の判断方法

特に判断基準を設けていない。

イ. 債権回収が困難であると判断された場合の処理方法

特に処理方針が決まっているわけではない。

ウ. 法が用意した制度の利用状況

地方税法第15条の17の滞納処分の執行停止はあり得る。

(6) 過去の群馬包括外部監査結果への対応

該当なし。

(7) 指摘事項

該当なし。

(8) 意見

ア. 【時効中断措置を採るべきこと（意見109）】

＜結論＞

発生後、納入されずに相当期間が経過した放置違反金については、消滅時効完成前に時効中断措置を採るべきである。

＜理由＞

平成29年度に時効期間経過により不納欠損処理がされているが、対象債権について、時効中断等の手続を行っていなかったことが問題となる。現状では、時効中断措置を採る明確な方針がないと認められるので、時効管理の一環として時効中断措置を採ることも含めることが望ましい。